

東京都北区女性活躍推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項に基づき、区内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、東京都北区女性活躍推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 協議会の委員は、東京都北区男女共同参画条例（平成18年6月東京都北区条例第43号）第13条第1項に規定する東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員を兼ねることとし、協議会の委員の構成は、東京都北区男女共同参画条例施行規則（平成18年6月東京都北区規則第72号）第4条第1項に規定する審議会の委員の構成による。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区における女性活躍推進に関すること。
- (2) その他協議会において必要と認めること。

(任期)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 5 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要であると認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部多様性社会推進課において処理する。

(その他)

第8条 協議会の運営その他この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。